

仲間づくり教養コース 社会福祉学講座

いざ！という時に困らないための、介護保険のこと

人生50年から、90年の時代に突入。誰もがピンピンコロリを願っていますが、そうは行かないのが、これまた人生。

そこで、知っているようで知らないことが多い、介護保険について学ぶ講座が、6回シリーズで開講しました。

「いざ！という時に困らないための、介護保険のこと」と題して、専門の先生から初歩的なことから、具体的対応策まで、詳しく学習を始めました。

○第1回 テーマ「初めて参加される方のための、介護保険制度のあらまし」

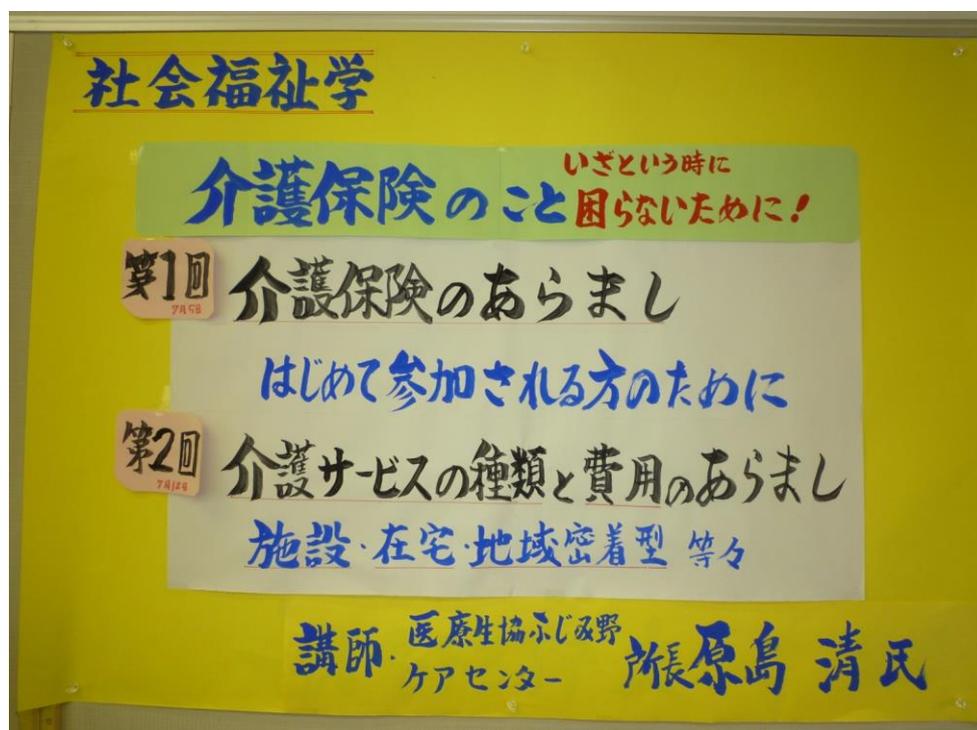
日時：7月5日（日）10：00 a.m～12：00

場所：鶴瀬公民館 第三集会室

受講生：27名（応募総数49名）

【脚注】当日は、「富士見市賑わいづくり商品券」の発売が市内6ヶ所であり、しかも30%のプレミアムつきとあって、大変な行列となったことその他、ピースフェスティバル等行事が重なっていた。

講師：原島清 氏（医療生協さいたま ふじみ野ケアセンター所長）





○開講にあたり、冒頭原島講師から、「社会保障制度とは」について、1950年に勧告され、現在もその精神が受け継がれている「社会保障制度審議会」の勧告内容を紹介された。

「社会保障制度とは、疾病・負傷・分娩・廃疾・死亡・老齢・失業多子その他困窮からの原因に対し、保険的方法または直接公の負担において、経済的保証の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである」

「このような社会保障の責任は国家にある。国家はこれに対する総合的な企画をたて、これを政府および公共団体【脚注：市区町村】を通じて民主的・能率的に実施しなければならない。
(中略) 他方国民もまたこれに応じ、社会連帯の精神に立って、それぞれその能力に応じて、この制度の維持と運用に必要な社会的義務を果たさなければならない」

- 続いて ①国民生活と社会保障制度 ②日本の医療保障制度の概要
③医療費の患者負担 ④年金保険制度の体系
⑤介護保険制度の体系 ⑥生活保護制度の概要
⑦社会的養護の現状の7項目について、
パワーポイントにより、ビジュアル的手法で、大変判りやすく解説頂いた。

介護保険制度のあらましとこれから

- 介護保険15年の現状：矛盾深める介護保険制度、利用できない介護保険
 - ・ 重い負担でサービス手控え
 - ・ 家族はへとへと、でもすぐには施設に入れない～特養待機者42万人
 - ・ 必要な介護が受けられない
 - ・ 家族の介護負担は減っていない～重度化、重症化
 - ・ 実際の状態と合わない要介護認定
 - ・ 支給限度の厚いかべ
 - ・ 同居家族がいる場合の、生活援助打ち切り
 - ・ 予防に移ってサービス減
 - ・ 保険料は右肩上がり、支払いはもう限界
 - ・ 介護の担い手～低い介護報酬、厳しい労働条件、慢性的な人手不足、駆け足介護
- 高齢者を巡る状況
 - ・ 75歳以上高齢者の増大（現在10人に一人～15年後5人に一人）
 - ・ 人口ピラミッドの変化（現在2.6人で一人を支える～10年後1.8人で一人を支える）
 - ・ 平均寿命の将来推計～独居女性の（男性より7年長い平均寿命）家族介護担い手なし
 - ・ 単身世帯の増大（現在19%～5年後23%、夫婦のみ世帯に迫る）
 - ・ 認知症高齢者の増加（現在345万人～10年後470万人？）



○2025年地域包括ケアの課題

- ・急速な高齢者の増加～高齢化率30%
- ・高齢者世帯（独居・老々介護）の増加
- ・認知症高齢者の増加
- ・多死時代の到来～ガンによる死亡者増
- ・低所得者の増加

○介護保険の加入者：40歳以上全員

- ・第1号被保険者～65歳以上の方
- ・第2号被保険者～40歳から64歳の方

○介護サービス利用までのプロセス

- ・要介護認定の申請～市区町村窓口へ
- ・要介護認定～訪問調査、主治医意見書
- ・認定結果の通知～新しい保険証が届く
- ・ケアプランの作成～ケアマネージャーに無料で依頼可
- ・介護サービスの利用～介護サービス事業者と契約

○要介護認定申請のポイント

- ・申請書～市区町村窓口にあります
- ・必要なもの～介護保険証、印鑑（40歳から64歳は医療保険証も要）
- ・申請者～本人、家族も可
- ・継続利用～「更新申請（6月から翌年5月）」が必要（ケアマネージャーでも可）

○要介護認定とは

- ・訪問調査～市区町村職員または委託調査員が居宅を訪問、聞き取り調査
- ・主治医意見書～保険者の依頼で、かかりつけの医師が作成（予め受診がベター）
- ・認定審査～コンピューターによる一次判定、専門家の合議による二次判定

○利用できるサービス

- ・介護保険の介護サービス（介護給付）～要介護5、4、3、2および1
- ・介護保険の介護予防サービス（予防給付）～要支援2および1
- ・市区町村が行う介護予防事業（地域支援事業）～介護保険非該当者

○介護サービス利用の手順（要介護1から5で、自宅で暮らしながらサービスを利用）

- ①居宅介護支援事業者に連絡する
- ②ケアプランを作成する
- ③サービスを利用する

○介護サービス利用の手順（要介護1から5で、介護施設に入所したい）

- ①介護保険施設に連絡する
- ②ケアプランを作成する
- ③サービスを利用する

○介護サービス利用の手順（要支援1または2）

- ①地域包括支援センターに連絡する
- ②職員に希望を伝える
- ③介護予防ケアプランを作成する
- ④介護予防サービスを利用する



○高額介護サービス費用

- ・生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税、市民税課税世帯の区分により、世帯または個人の限度額が決められている（詳細は、富士見市発行利用ガイド参照）
- ・医療と介護の自己負担合算後の年額限度額～年齢および収入により、限度額が決められている（詳細は、富士見市利用ガイド参照）

○介護サービスの種類

- ・在宅型
- ・施設型
- ・地域密着型

（詳細は、富士見市発行利用ガイド参照）

○福祉用具の購入およびレンタル

- ・購入～5種類
- ・レンタル～13種類に、限定されている（詳細は、レジュメ参照）

○ケアマネジャーの仕事

- ①介護生活問題の相談
- ②認定申請手続きの代行
- ③サービス利用の相談
- ④事業者との連絡調整
- ⑤ケアプランの作成等

初回から、大変中身の濃い講座でしたが、受講生は熱心に聞き入り、メモを取る姿には感心した。

【文責・秋山孝昭】